

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (福祉指導課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の揭示 (4件) (治山林道課)	1
○公有水面埋立ての免許の出願 (漁港漁場課)	3
○高知県建設工事競争入札 (高知県外に主たる営業所を有する建設業者) 参加資格審査要綱の一部改正 (建設管理課)	3
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	4
○公共測量の終了の通知 (2件) (")	4
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	4
○道路の供用開始 (")	4
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	(12・3 揭示) 4

告 示

高知県告示第672号

介護機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定をした。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類

平成26年10月15日	特定非営利活動法人 NPO いちいの郷 四万十市西土佐大宮594番地3	グループホーム紡ぎの家 いちい 四万十市西土佐大宮594番地3 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成26年10月29日	有限会社クリス・プロジェクト 土佐市高岡町甲1889番地37号	病院通薬局いの店 吾川郡いの町新町26番地 サミットビル1F 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第673号

平成26年3月高知県告示第123号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
香川県善通寺市中村町151番地1
イ 氏名
楮佐古 友一
 - 登記簿記載の住所
香美郡物部村中津尾59番地
イ 氏名
小松 靖
 - 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町中組836番地
イ 氏名
邑田 広光
 - 登記簿記載の住所
須崎市多ノ郷甲1139番地60
イ 氏名
山中 修三
 - 登記簿記載の住所
大阪府寝屋川市池田南町9番24号
イ 氏名
白石 和夫

- 登記簿記載の住所
高岡郡樽原村樽原丙1426番地
イ 氏名
河野 豊寿
 - 登記簿記載の住所
吾川郡池川町北浦564
イ 氏名
中内 栄喜
 - 登記簿記載の住所
広島市南区宇品海岸一丁目12番32-301号
イ 氏名
安部 潤子
 - 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村桜814番地
イ 氏名
尾崎 信夫
 - 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村鹿森537番地
イ 氏名
小崎 秋利
 - 登記簿記載の住所
高知市唐人町3番8号東武ハイライン503号
イ 氏名
川村 喜美
 - 登記簿記載の住所
高岡郡越知町越知甲2048番地
イ 氏名
曾我 袈裟之
- 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年5月農林水産省告示第720号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第674号

平成26年3月高知県告示第124号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び東洋町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所 高知市上町三丁目3番9号 イ 氏名 浜田 慎一	安芸郡東洋町野根乙525番地 イ 氏名 中西 為喜	イ 氏名 谷 晋治
(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町字ナバエ谷ヨリ西6820番地96 イ 氏名 室戸生コンクリート企業組合	(13)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市香里ヶ丘一二丁目26番1号 イ 氏名 植田 正明	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成9年5月農林水産省告示第725号
(3)ア 登記簿記載の住所 高知市南万々38番地4 イ 氏名 西内 由衛	(14)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丙2266番地 イ 氏名 東野 米晴	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村安丸2077番地 イ 氏名 田中 豊治	(15)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市東光町三丁目24番地5 イ 氏名 谷 晋治	高知県告示第675号 平成26年3月高知県告示第125号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成26年12月12日 高知県知事 尾崎 正直
(5)ア 登記簿記載の住所 高知市秦南町二丁目29番地16号 イ 氏名 山本 富照	(16)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丙1938番地 イ 氏名 松村 純	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 東京都大田区東馬込一丁目6番16号 イ 氏名 嶋田 千香代
(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村安丸2131番地 イ 氏名 山中 一一	(17)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻町西冠二丁目13番7号 イ 氏名 原田 浅子	(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村奥屋内55番屋敷 イ 氏名 秋元 友次
(7)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市次屋三丁目7番20号 イ 氏名 堀内 三平	(18)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市石原町32番29号 イ 氏名 畠中 滋代	(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村奥屋内21番屋敷 イ 氏名 酒井 直吉
(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙169番地2 イ 氏名 山本 嘉一	(19)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根丁30番地 イ 氏名 生田 頼吾	(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村奥屋内25番屋敷 イ 氏名 酒井 強一
(9)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市高柳二丁目29番5号 イ 氏名 原田 浅子	(20)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市大久保町二丁目94番地 イ 氏名 榎本 香	(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡津大村奥屋内414番地 イ 氏名 秋元 千代松
(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡野根町別役9番屋敷 イ 氏名 生田 頼吾	(21)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市梶町四丁目32番地 イ 氏名 中西 為喜	(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡横島村横島 イ 氏名 藤原 菊吾
(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙479番地 イ 氏名 中山 香	(22)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市羽羽町166番地23 イ 氏名 東野 米晴	(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横島南3748番地
(12)ア 登記簿記載の住所	(23)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市大久保町一丁目85番地4	

イ 氏名
藤原 正忠

(8)ア 登記簿記載の住所
大阪府東大阪市西岩田四丁目1番32号

イ 氏名
小田原 幸生

(9)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村楠242番地

イ 氏名
稲田 篤

(10)ア 登記簿記載の住所
北海道千歳市祝海2038番地104

イ 氏名
今城 喜久美

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。
平成9年6月農林水産省告示第1011号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第676号
平成26年3月高知県告示第126号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び禰原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成26年12月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不分明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
中村市弥生町45番地2

イ 氏名
宮崎 宣好

(2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町甲838番地森下アパート2号

イ 氏名
中越 和生

(3)ア 登記簿記載の住所
宿毛市沖の島町母島900番地

イ 氏名
間 吉夫

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年11月農林水産省告示第1653号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第677号
公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により公有水面の埋立について免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。
なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県幡多土木事務所土佐清水事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成26年12月12日
高知県知事 尾崎 正直

1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県(高知県知事 尾崎 正直)

2 埋立区域

(1) 位置
土佐清水市西町2番2地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点4と点1とを結ぶ平成25年秋分の日の満潮位(DLプラス2.43メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点牧山(北緯32度46分38秒4676、東経132度57分01秒3919)から306度05分59秒621.18メートルの地点

点2 点1から195度06分51秒6.50メートルの地点

点3 点2から285度06分51秒90.00メートルの地点

点4 点3から15度06分51秒6.50メートルの地点

(3) 面積
585.00平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置
土佐清水市西町2番2地内及び同地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Hと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点牧山(北緯32度46分38秒4676、東経132度57分01秒3919)から305度59分48秒610.08メートルの地点

点B 点Aから195度13分34秒151.50メートルの地点

点C 点Bから285度06分51秒179.68メートルの地点

点D 点Cから15度06分51秒157.00メートルの地点

点E 点Dから105度06分51秒60.00メートルの地点

点F 点Eから15度06分51秒24.10メートルの地点

点G 点Fから105度06分51秒135.00メートルの地点

点H 点Gから195度06分51秒29.60メートルの地点

(3) 面積
31,569.30平方メートル

4 埋立地の用途
清水漁港(越地区)岸壁

5 出願年月日
平成26年11月25日

高知県告示第678号
高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱(平成18年12月高知県告示第771号)の一部を次のように改正する。
平成26年12月12日
高知県知事 尾崎 正直

第1条中「建設業者」を「建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。第3条第5項第8号において同じ。)」に、「建設業法(昭和24年法律第100号)」を「同法」に、「について定める」を「に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第3条第4項中「に基づき」を「に基づき知事に」に改め、同条第5項第1号中「に基づく建設業の許可」を「第3条第1項の建設業の許可(第7条において「建設業の許可」という。)」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がある者に限る。)

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

第5条中「資格審査を」を「当該資格審査を」に改める。

第6条の見出し中「申請内容」を「資格審査の申請内容」に改め、同条中「及び」を「又は」に、「申請内容」を「当該資格審査の申請の内容」に改める。

第7条第3号中「第7号」を「第8号」に改め、同条第5号中「当該許可」を「当該建設業の許可」に改める。

第8条第2項中「前項第3号又は第4号」を「前項第3号又は第4号の規定」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、平成26年12月12日から施行する。
(経過措置)

2 この告示による改正後の高知県建設工事競争入札(高知県外

に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱（次項において「新要綱」という。）第3条第5項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる入札参加資格の審査の申請について適用し、施行日前にされた入札参加資格の審査の申請については、なお従前の例による。

3 新要綱第7条の規定は、施行日以後に高知県建設工事入札参加資格者名簿（県外）に登録される者について適用し、施行日前に高知県建設工事入札参加資格者名簿（県外）に登録された者については、なお従前の例による。

高知県告示第679号

大月町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年11月27日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（道路計画）
- 2 作業期間
平成26年10月3日から平成27年2月1日まで
- 3 作業地域
幡多郡大月町の一部

高知県告示第680号

宿毛市長から平成25年12月高知県告示第726号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第681号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成26年7月高知県告示第444号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 弘瀬高知

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市円行寺字ウルシケ森1342番10	前	9.0 }	68
	後	12.3 }	68
		13.3 }	
		13.4	

高知県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市蓮池字古市712番5から土佐市蓮池字風呂ヶ谷904番6まで	前	7.1 }	655
	後	10.0 }	655
		13.3	

高知県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市甲原字アシ谷3675番5から土佐市甲原字林シ1589番1まで	33	平成26年12月12日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成26年12月3日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年12月3日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成26 年12月 3日	特定非 営利活 動法人 高知自 立支援 センタ ーは つびい	市川 俊 幸	高知市 朝倉丙 1383番 地2	この法人は、「主に心身に障害を持つ人たちに、農作物の栽培・加工・販売を通じ地域社会との交流を図ることにより、個々人が自立・社会参加をできるように支援すること」を目的とする。